

灘区スポーツ・レクリエーション事業補助金交付要綱

令和3年3月30日 灘区長決定

(目的)

第1条 この要綱は、競技団体等が行うスポーツ・レクリエーション事業に関する経費について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

2 この要綱は、灘区民の体力の向上及び健康増進を図り、かつ貢献している競技団体等の活動及び開催行事に対し、活動補助金を交付することにより、区民のスポーツ・レクリエーションの振興及び普及奨励に資することを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 申請団体が主催し、営利を目的としないスポーツ・レクリエーション事業であり、灘区民を広く参加対象とするもの。
- (2) その他灘区のスポーツ・レクリエーションの振興に特に資すると区長が認めるもの。

(補助対象団体)

第3条 補助事業の対象となる者は、次の各号に定める全ての要件を充たす団体とする。

- (1) スポーツを愛好する区民の自発的な意思により結成され運営されている団体
- (2) 代表者、及び副代表者等の代表機関を有する団体
- (3) 灘区内に拠点を置き、営利を目的とせず、かつ営利的活動を行っていない団体
- (4) 継続して相当の長期にわたり、区民のスポーツ・レクリエーションの振興を目的とする大会を行っている団体（神戸市灘区体育協会より事業を引き継いだ団体（以下「初動期団体」という。）も含めることとする。）
- (5) その他区長が必要と認める団体

(補助対象経費)

第4条 補助事業の対象となる経費は、申請団体が当該年度内に実施する競技大会の開催に要する経費のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 謝金
- (2) 旅費
- (3) 需用費
- (4) 役務費
- (5) 委託料
- (6) 使用料
- (7) その他区長が適当と認めるもの

2 前項の規定に関わらず、次の各号に掲げるものは、補助の対象から除外する。

- (1) 団体構成員の食料及び飲食を主たる目的とした会合等に係る経費
- (2) 団体構成員の人件費及び報酬

- (3) 領収書がないなど使途が不明なもの
- (4) その他区長が適当でないと認めたもの

(補助対象期間)

第5条 補助事業の対象期間は、当該年度4月1日から翌年3月31日までとし、その期間に実施した競技大会を対象とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助事業の実施に必要な第4条第1項各号に掲げる経費について、次に掲げる額を限度とし、当該年度の予算の範囲内で区長が決定するものとする。

- (1) 初動期団体 初回の申請から3年間に限り、1大会あたり補助対象経費の合計額の2分の1以内であって、かつ6万円を限度額とする。(4年目以降は、1大会あたり補助対象経費の合計額の2分の1以内であって、かつ、3万円を限度とする。)なお、前条の補助対象期間内で2大会まで補助することができる。
- (2) 初動期団体以外 1大会あたり補助対象経費の合計額の2分の1以内であって、かつ、3万円を限度とする。なお、前条の補助対象期間内で2大会まで補助することができる。

2 前項の規定する補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 申請団体は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を当該補助事業を実施する概ね30日前までに区長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 構成員名簿
- (3) 規約又は定款
- (4) 事業計画書
- (5) 収支予算書
- (6) その他区長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第8条 区長は、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により申請後30日以内に申請団体に通知するものとする。

- (1) 補助金交付決定通知書(様式第2号)
- (2) その他区長が必要と認める書類

2 区長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類をもって申請団体に通知するものとする。

- (1) 補助金不交付決定通知書(様式第3号)
- (2) その他区長が必要と認める書類

3 区長は、補助金の交付の目的を達成するために必要と思われる場合は、条件を付して補助金の交付の決定を行うことができる。

(補助事業の変更等)

第9条 補助金の交付決定を受けた団体(以下「補助団体」という。)は、補助金規則第7条第1

項第 1 号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第 4 号）を、区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第 5 号）により、補助団体に通知するものとする。

（補助団体の状況報告及び調査）

第 10 条 補助団体は、区長から団体の活動及び収支の状況の報告を求められたときは、遅滞なく必要な書類を添付して報告しなければならない。

（実績報告書の提出）

第 11 条 補助団体は、補助金規則第 15 条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該補助事業の完了後、概ね 30 日以内に区長まで提出しなければならない。

- (1) 補助事業実績報告書（様式第 6 号）
- (2) 事業の実施状況がわかる資料
- (3) 補助事業に係る収支決算書
- (4) 領収書等の写し
- (5) その他区長が必要と認める書類

（是正のための措置）

第 12 条 区長は、補助団体の活動が適切に遂行されていないと認めるときは、補助団体に対し、当該補助団体の活動を適切に遂行することを求めることができる。

（交付額の確定）

第 13 条 区長は、補助金規則第 16 条による補助金の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類を第 11 条に規定する補助事業実績報告書を受領後、30 日以内に補助団体に通知するものとする。

- (1) 補助金額確定通知書（様式第 7 号）
- (2) その他区長が必要と認める書類

（補助金の請求）

第 14 条 補助団体は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書（様式第 8 号）を前条の補助金額確定通知書を受領後、30 日以内に区長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、区長は速やかに補助金を補助団体に支払うものとする。

（補助金の概算払）

第 15 条 補助団体は、補助金規則第 18 条第 2 項に基づき補助事業の完了前に概算払を受けようとするときは、補助金概算払交付請求書（様式第 9 号）を区長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、区長は概算払の必要性を精査し、必要と認めたときは、速やかに当該請求に係る補助金を補助団体に支払うものとする。

3 区長は、補助金規則第 20 条第 2 項に基づく返還が発生する場合は、補助団体から第 11 条に規定する補助事業実績報告書を受領後、30 日以内に第 13 条に規定する補助金額確定通知書及び納付書を送付し、ただちに返還を命ずるものとする。

（交付決定の取消し）

第 16 条 区長は、補助金規則第 19 条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、

速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第 10 号）により当該補助団体に通知するものとする。

（返還請求）

第 17 条 区長は、補助金規則第 20 条第 1 項又は第 2 項による補助金の返還請求は、補助金返還請求書（様式第 11 号）により行うものとする。

（事情の変更等）

第 18 条 区長は、補助金の交付決定後に経済状況の著しい変化その他の予期することのできない異常な事態が発生した場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 前項の場合においても、準備等にかかった費用については補助対象とすることができる。この場合、補助団体は、第 14 条第 1 項に基づき区長に必要な書類を提出することとする。

（その他）

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、区長が別に定める。

附則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。